

平成19年度第2回東京都税制調査会  
議事録

日 時 平成19年11月21日(水)  
場 所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

## 平成19年度第2回東京都税制調査会

平成19年11月21日(水) 16:00~17:18

都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

開会 午後4時

【税制調査課長】 まもなく開会の時間となりますが、その前にお手元の資料のご確認をさせていただきます。

まず、一番左側でございますが、上から第2回東京都税制調査会次第、座席表、調査会委員名簿、小委員会委員名簿、東京都税制調査会設置要綱、同じく運営要領、こちらが一つの束となっております。

次に、平成19年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要、同じく中間報告(案)本文、中間報告(案)参考資料、小委員会の開催経過、これらが一つの束となっております。

その次に、一番右側でございますが、昨日出されました政府税調の答申を参考にお配りしてございます。あわせて委員の皆様には、先月、東京都として出しました「『法人二税の格差是正策』に反論する」という冊子をお配りしてございます。

資料は以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

(はい)

【税制調査課長】 よろしければ会議を始めさせていただきたいと存じます。

神野会長、よろしくお願いいたします。

【神野会長】 それでは、今年度の第2回目の東京都税制調査会を開催したいと存じます。

本日は皆様ご多用のみぎりにご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本年度は5月に第1回の調査会を開催いたしまして、地方の財政需要、それから基幹税のあり方、それから環境税制の三つのテーマを柱に検討させていただくということにさせていただきました。その後、小委員会におきまして議論を重ねてまいりましたが、その検討状況を中間報告(案)として、本日お手元でございますが、取りまとめております。この報告(案)につきましては、本日の総会に先立ちまして、委員の皆様方にはあらかじめ事務局の方から送付させていただいていると思います。本日はこの中間報告(案)につきまして、ご審議をいただきたいというふうに考えております。なお、本日の審議を踏まえまして、中間報告のこの案の修正を行った上で、次回の総会にお諮りし、本年度の中間報告として取りまとめさせていただきたいというふうに思います。

それでは、よろしくご協力の方をお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局に異動がございましたので、事務局の方からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【主税局長】 6月1日付で、主税局長を拝命いたしました熊野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

委員の先生方におかれましては、本日、お忙しい中、ご出席をありがとうございます。また、平素より本調査会の運営に格別のご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、現在、国におきましては大都市と地方の格差是正を図るために、法人二税の配分を見直すべきという動きが高まっております。検討されております案は、地方分権の流れにも逆行いたしますし、また地方税の原理原則にもとるものでございます。さらに税収の偏在のみに着目をいたしまして、大都市東京の財政需要を無視したものでございます。都におきましても、こうした動きに対しまして、今

お手元に配付してございます都の見解をまとめた冊子を作成いたしまして、国などに働きかけるとともに、全国知事会におきましては、神奈川、愛知、大阪などと連携いたしまして、意見表明を行いました、なかなか状況は厳しいものとなっております。

本日議題に供されております東京都税制調査会中間報告（案）におきましては、こうした状況も見据えながら、今年度の検討テーマ、地方の財政需要、基幹税のあり方、環境税制を柱に、神野会長初め小委員会の委員の皆様にご多くの時間を割いていただき、ご議論いただき取りまとめたものでございます。心から御礼を申し上げます。

ご出席いただいております委員の皆様におかれましては、本年度中間報告の取りまとめに向け、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは議事に移りたいと思いますが、議事につきましては、資料でございます運営要領の第2の5に基づきまして、非公開にさせていただきたいというふうに考えております。委員の皆様にご異議がなければそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【神野会長】 それではこれ以降の議事につきましては、非公開にさせていただきますので、ご関係以外の皆様方、ご退席いただけますでしょうか。

（プレス関係者等退席）

【神野会長】 それでは、これから平成19年度東京都税制調査会中間報告（案）の説明に入らせていただきたいと思いますと思いますが、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは中間報告（案）の概要につきまして、私から説明させていただきます。恐縮でございますが、座ったまま説明をさせていただきたいと存じます。

当調査会では、昨年度から、単年度で審議の取りまとめを行うという従来の運営方法を見直し、委員の任期でございます3年ごとに答申を取りまとめるとともに、中途の年度は中間報告を行うことといたしました。本年度は現委員の任期の第2年度に当たりまして、本編はその検討状況を集約した中間報告でございます。

それでは、お手元の資料、平成19年度東京都税制調査会中間報告（案）の概要に沿って、本編の要点を説明させていただきます。

本編は、「1 地方税財政制度改革」、3ページになりますが、「2 基幹税の当面の課題」、「3 東京の環境税制」の3部構成になってございます。

初めに、「1 地方税財政制度改革」（1）改革を巡る今日の状況でございます。

分権改革の目的でございますが、旧来のシステムを見直し、地方が自主的・自立的な行政運営を行うことができる行財政システムを構築し、ゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することが目的であると述べております。

三位一体改革の検証では、国庫補助負担金の見直しは、地方の自主性・裁量の拡大につながらない極めて不十分なものであったこと、地方交付税改革は、国の財政再建を優先した地方への負担の付回しであったこと、税源移譲は、住民税のフラット化により税源偏在の是正に効果はあったものの、移譲額3兆円は不十分であったことを指摘しております。

格差是正論議では、昨今、国等で展開されている法人二税の見直し論が分権改革を誤った方向に導くものであることを述べております。

まず、地域格差と税収格差として、現在の議論は税収格差のみを捉えて是正を図るという議論であるとし、企業活動や消費活動が活発な大都市に税収が集中することはやむを得ない面があるとしております。また、地域格差の背景には、公共投資の縮小による地域経済への影響、人口減少による地域活力低下への懸念、三位一体の改革による地方交付税の削減等があることを述べた上で、真の自立化につながる地域活性化という根本的な課題解決が必要であり、当面の措置として、地方交付税の総額を復元し、一般財源を増やすことが必要であるとしております。

また、財政力格差と財政調整として、財政力には税収と財政需要の二つの側面があり、財政調整はその両面をみて調整すべきこと、両面をみて調整を行う制度として、現在、地方交付税制度が機能しており、一人当たり一般財源で見ると、東京は全国で第23位となっていることを述べております。

恐れ入りますが、2ページをご覧くださいと存じます。

法人二税の配分見直しでは、法人二税を地方の「共同税」とし、人口や面積、従業者数、あるいは事業所数などの基準で配分する案や、国が一括徴収・配分する案は、法人二税を実質的に国税化するものであり、受益と負担の関係を断ち切り、地域と企業の結びつきを弱めるなど、分権改革に逆行するものであるとしております。

次に、(2)今後の改革のあり方でございます。国と地方の役割分担を明確にし、役割に見合った権限と財源の移譲が不可欠であるとともに、地方税財源の充実に向け、仮に税収が総体として足りないのであれば、全体のパイの拡大が必要であり、国、地方それぞれが国民の理解を得よう努力すべきとしております。また、地方税は税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国税と分け合うことが必要であるとともに、「偏在性が少ないこと」、「安定性」、「応益性」も重要であり、個人住民税の税源移譲に続く次のステップは、地方消費税の税源移譲であるとしております。

さらに、地方税の充実を図りつつ、地方交付税への繰入財源を含め、国と地方の税源配分の見直しをしていくことも検討課題であるとしております。

(3)大都市東京の財政需要でございます。

首都機能及び諸機能の集中に伴う需要として、東京は、1,300万都民が暮らすとともに、300万人超もの昼間流入人口を抱え、交通渋滞解消のためのインフラ整備や災害対策、ヒートアイランド対策など、膨大な財政需要があるとしております。

また、大都市に顕著な需要として、東京には、所得格差拡大や治安の悪化等、大都市ゆえに先行的に現れる現象や顕著に現れる課題に伴う財政需要があるとしております。

さらに世界都市東京の需要として、東京は世界都市として日本を牽引する役割があり、空港、港湾などのインフラ整備、外国人旅行者や留学生受入れのための環境整備等の財政需要があるとしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、3ページをご覧くださいと存じます。

「2 基幹税の当面の課題」でございます。基幹税につきましては、国等の動きを踏まえ、今後の方向性を検討いたしました。

(1)個人所得課税でございますが、所得税については、消費税及び地方消費税の税率引上げがいずれは不可避であり、国民の所得格差への対応も必要な中で、再分配機能の回復が重要課題であるとともに、金融資産所得への課税のあり方や給与所得控除への上限設定、高額所得者に対する公的年金等控除のあり方も検討課題であるとしております。また、少子化対策として扶養控除に代え、税額控除を行うとの議論がございますが、住民税への導入は、還付を伴う場合歳出増などの課題もあり、検討が必要であると述べております。

(2)法人所得課税でございますが、法人二税は地方の基幹税の一つであり、歴史的経緯をみても、

地方の提供する行政サービスへの対価として重要な役割を担ってきたことから、安易な引下げや見直しは避けるべきとしております。また、法人事業税への外形標準課税の導入により、偏在は縮小してございますが、地方税収の安定化を図り、税収偏在を縮小する観点から、中小企業の負担に引き続き配慮しつつ、偏在是正に効果のある付加価値割の割合を拡大すべきと述べております。

次に、「3 東京の環境税制」でございます。

「10年後の東京」など、都における環境施策の新たな展開を踏まえ、都独自の省エネ促進税制のあり方について、幅広く検討を行ったこと、環境問題は自治体のエリアを超えた広域的な課題でございますが、大量のエネルギーを消費する東京が、税を含め国に先駆けた取組を進める意義は大きいことを述べております。

また、都独自の税制度の具体案として、化石燃料の消費を対象とする案や、電気やガスの使用に着目した案など、複数案を検討いたしました。揮発油税など既存の道路特定財源との整合性、課税の公平性等の課題があるとしております。

さらに、財源確保のための課税には施策のグランドデザインが重要であるとし、施策の具体化の状況を踏まえつつ、税収の用途などを含め、引き続き検討が必要であるとしております。

以上、簡単ではございますが、本年度の中間報告（案）の概要についての説明とさせていただきますと思います。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

お手元でございます中間報告（案）の内容につきましては、今、宗田参事からご説明をいただいたとおりでございます。先ほどもお話をいたしましたように、この税制調査会の第1回目の会合でもって、今年度については地方の財政需要、それから基幹税のあり方、環境税制、この三つのテーマで検討していくということを認めていただいております。そうしたこの三つのテーマに基づきながら、小委員会の方で検討してきた結果を中間報告としてまとめておりますので、地方の財政需要を含んで地方税財政制度の改革というテーマでまとめたものと、それから基幹税のあり方、これはもともと地方と国との財政需要を考慮して、それを踏まえて国と地方の基幹税のあり方を考慮すべきだということを底流に含んでいたわけですが、たまたまですけれども、法人税などを含めて、財政需要の議論を無視したような形で議論が進んでいる現状でございますから、そこら辺を意識して地方税財政制度の改革ということでまとめさせていただいて、その後を受けて当初の課題どおりに基幹税のあり方、それから環境税制の問題という、3本柱で構成しております。

この小委員会は今日お見えになっておりませんが、青木小委員長のもとで、今日お見えになっていらっしゃる、こちらに並んでいらっしゃる岩崎委員、それから金子清委員、金子秀夫委員等を含め、お手元の東京都税制調査会小委員会の開催経過というのをご覧くださいますと、第1回目を5月31日に開催して以来、10月22日まで、6回にわたって、小委員会の方で精力的にご検討をいただいてまとめられたものでございます。ご出席していただいている委員の皆様を初め、小委員会の皆様方には建設的なご議論をいただいたことに、深く御礼を申し上げる次第でございます。

お三名の小委員会の方々から何か補足なり、コメントなりがあれば承っておきますが、よろしいですか。

それでは、中間報告の審議に入りたいと思いますが、今もご説明いたしましたように、3章構成、地方税財政制度改革、基幹税の当面の課題、東京の環境税制という三つの章からなっている中間報告（案）につきましてご議論をいただきたいと思いますが、この三つの議論、相互に関連いたしますので、どこからでも結構でございます。委員の皆様方からご議論を頂戴できればと思います。いかがでございましょう

か。質問、ご意見何でも構いませんので。

【原田委員】 特別委員の原田大でございます。

この中間報告でございますけれども、全体的によくいろいろと調査をしていただきまして、まとめていただきまして、ありがとうございます。幾つか意見を述べさせていただきたいと思うのですけれども、まず、大都市東京の財政需要についてということで、1の(3)のところでもまとめられておるのですけれども、東京に大都市特有の財政需要があるのと同時に、地方の方で東京が本来、受け持つべき分を地方が受け持っている、あるいは地方特有の財政需要といったようなものもきつとあるかと思えます。例えば、この中でも東京の都外からの通過交通の話なども出ておりましたけれども、東京におきましては柏崎の原発が止まって大変だというようなことがこの夏、話題になりましたが、電源に関しては地方に依存をしている。あるいはこの報告書、中間報告の中にも出てまいりましたけれども、水源林について、都外に依存をしている部分があるといったようなところもございます。

また、例えば都心の方での集中に伴う財政需要というものが出てまいりましたけれども、額としては比べものにならないかもしれませんが、地方においても過疎地対策としての地方なりの財政需要というものもあるわけで、こうしたものに対する目配りといったもの、今回の中間報告においては、大都市の財政需要ということで、集中して議論していただいたのだと思うのですけれども、今後、その都市と地方のあり方といったものを考える際に、水かけ論にならないようにしていくといったことを本当に気をつけなければならないと思えますので、そのためには国対地方ということと同時に、この地方の中で大都市東京が地方に負っている分ということについての目配りというものも、来年度、最終案をまとめるに当たりましては、検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、環境税についてでございますけれども、環境税につきましては、インセンティブ目的よりも財源としてきちんと考えていくべきだということで、私もそのように思っております。なかなかインセンティブ目的といいますと、どの程度やれば効果があるのかと。あるいは効果がある程度まで税率を上げていけば、本当に経済がおかしくなってしまうぐらいの税率になってしまうのではないかとといったような部分も考えられますので、きちんとここは財源として生かすといったようなところで、税調としても議論をいただければなというふうに考えております。

その際に、環境局との間での施策の提言のお見合いというのですか、お互いにこれは税調がやるべきだ、これは環境局がやるべきだということで、どちらからも出てこない、どちらもどちら任せにしているといったようなことになってしまつては、本当に残念な結果になってしまうかと思えますので、その点について、ぜひ税調としても積極的な取り組みをさせていただければなというふうに思っております。

その関連で申し上げまして、例えば水源林を初めとした森林保全のための取り組み、これは広域的な取り組みとしてやっていくということで、本当に必要なことだと思ひまして、私も評価するところですが、こういう実際に東京から地方に対して、具体的な問題について働きかけを行っていくということが、ふるさと納税のような漠然とした都市対地方と、都市の財源を地方に回すといったようなことに対する一つの反論にきつとなってくるかと思ひます。具体的に、例えばこの水源税で言えば、これだけの必要があるから、これだけのお金は東京から地方に回すといったようなことが具体的に明示されれば、神学論争に陥るようなことはきつとないかと思ひますので、こうした一つの具体的な取り組みを契機に、こういったもの、どんなものがあるかといったようなことをひとつ列挙して、最終案の方で生かしていただければなというふうに思っております。

それからもう一つ、環境局との関係で申し上げますと、緑の東京募金の仕組みができました。環境局の方では私もたまたま以前、環境・建設委員会の方に入っておつたわけでございますが、実際に税控除が

入った仕組みということで、税制度にも大きなインパクトを与える可能性があるにもかかわらず、この税との関係ということについては、あまり議論をされていなかったというように承知をしております。この税控除がかかる寄附金の扱いといったものについては、以前、ふるさと納税と話題がわっと出てきたときに、寄付金控除の税制にすればいいのではないかといったことも出ておりましたけれども、この寄附と税制の関係といったようなものは、うまく使えばおもしろい政策が展開できるでしょうし、またこれがおかしな形で乱用されれば、税構造をゆがめるといったことになってくるかと思しますので、この点についても、ほかの政策分野についても同じような手法というのはこれから考えられると思いますので、目配りをしていただきたいなというふうに思っております。

それから、道路特定財源との関係で申し上げますと、今、これから国会の方でも揮発油税の上乗せ税率を定めた租税特別措置法の扱いをどうするかといったことが、これから議論をされてくるかと思しますが、実際、そのように今の国の税制度にいたしましても、必ずしも固定化されたものでもなく、本当にこれからの時代に合わせて変化をさせていかなければならないといったようなことがあるかと思します。当然、その中で東京都としても多大な影響を受ける、あるいは東京の動きといったものが国に対して大きな影響を与えてくるというわけでございますので、この部分について、環境税を導入するというところでの整合性を図らなければならないといったようなことも報告書にはございますけれども、積極的にとらえて、都としても方針を出していけるといったようなことができれば、大変よいことになっていくのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ご指摘の点は、この税制調査会の小委員会の検討とほぼ軌を一にしているかなと思います。最初ご指摘いただきました大都市の需要の点でいけば、殊さら、都と他の地方という対立があおられないように、大都市には大都市の需要があり、地方には地方の需要があると。それぞれの財政需要を保障していくようなスタンスをきちっと守るべきだというお話だと思いますが、その点については十分配慮をして書いたとは思いますが、なお、至らない点があれば、少し見直してみたいかなというふうに思っております。

それからもう一つは、環境税制に関する課税刺激というのでしょうか、ディスインセンティブ、インセンティブを働かせない方を含めて、政策的な意味合いか、それとも財源を確保するという目的かとか、今ご指摘いただいたようなことなども十分に考慮していきたいというふうに思っています。

さらに、ご指摘いただきましたように、東京都と他の地方との一般的な利益関係を調整するのは、当然、国の責任だろうと思しますが、特定の利益と結びつくような、先ほどの水源税の話ですね。それについては今、原田委員のご指摘のような点を意識しているつもりですけれども、少し明確にさせるかどうか、少し考えてみたいというふうに思っております。

それから、緑の東京募金などについては、寄附税制について、政府の方で決めるだろうと思しますので、少しその動向を踏まえてどうするかだと思いますが、私の解釈では今のところ、読み方が間違っていないければ、自治体への寄附は基本的に税額控除になるということですので、これまでの寄附控除が所得控除であったのに対して、税額控除で適用できると。ただ、今も東京都に緑の東京募金をしてもらったその寄附は、基本的には東京都に対する寄附だから所得控除になりますよと言っていたわけですが、東京都に寄附していただければ、基本的に今度は税額控除になるのだけれども、そのときに何か具体的なことが規定されない限り、今のところ同じようなことでいけば、このまま進めばの話ですが、税額控除ということになるはずですよ。ちょっと事務局の方から何かあれば。

【税制部長】 まだ今のところ税額控除という仕組みは入っておりませんので。

【神野会長】 いや、だから今度。

【税制部長】 できた場合ですね。

【神野会長】 ふるさと納税に関連して税額控除が入りますよね。だから、ふるさと納税とは言いながら、基本的な考え方としては自治体への寄附は基本的に税額控除にするという考え方ですよね。違いますか。

【税制調査担当参事】 昨日、政府税制調査会の答申が出まして、そこには制度の具体的な仕組みまで書き込まれていないものですから、まだどうなるかというのはこれからなのですが、総務省のふるさと納税研究会の報告書等々を見ますと、そういう地方自治体への寄附は税額控除を基本にするという方向で検討が進められているようでございますので、そういう理解でよろしいかと思えます。

【神野会長】 いいわけですね。ということですよ。あまりどういう方向になるか、とにかく、どの案が出てくるかわからないので、現状のところ、寄附税制の改正動向を見定めながら対応していくということしかないのかなという感じがいたします。

どうもありがとうございました。ほかは。

【野島委員】 この中間報告の本体ではなくて恐縮なのですが、わかっただけで指導いただきたいのですが、いわゆる地域格差の背景の公共投資の縮小と、こういう表現があるわけですね。かつて不況になりますと、財政出動、公共投資と、それが税収として後々返ってくるという、租税弾性値というのは今どきもうはやらない言葉というか、物すごく落ち込んでいないかなと思うのです。それとあと一つは、かつて、だがしかし、不況のときに公共投資をして、それが逆に借金の膨れ上がりにつながってしまったと言われる、その租税弾性値の推移みたいなものをどういうふうに把握したらいいのかなというのが一つでございます。

それから、あと一つ、地方交付税になるほど三位一体改革で税源移譲をしつつ、補助金を整理しつつ、地方に税源移譲したと。だがしかし、圧縮したのも現実でございますよね。私から申し上げるまでもなく、基準財政収入額と基準財政需要額のその差を埋めていくという趣旨ですが、額の減少もさることながら、受ける側の地方自治体が、恐らく、経常経費にほとんど食っちゃうんじゃないかなという気がするんですね。もちろん一般財源という、交付税というのは別に用途を制限されていませんから、それで総意に基づく地域の施策、そういったふうなものも可能なものでしょうけれども、その辺がいわゆる高齢化社会、あるいは少子化社会の中で義務的経費、景気の落ち込みに対する社会保障というふうな義務的経費に食っていったらというふうな実情というのはあるのですか。その辺ちょっとわかりましたら教えてください。

【神野会長】 最初の税制の弾性値、まず公共投資は、これは明らかに地域間格差が拡大します。公共投資を縮小すれば地方は急速に落ちこみますから。それから東京都は落ち具合が小さい。これはもう明らかで、いいか悪いかどうかは別として、削除していけば地域間の所得間格差は拡大していく方向に移ると思います。税制の弾性値は、所得の弾性値でいけば1990年代から、税制の弾性値そのものは減税を繰り返しましたので、特に法人税及び所得税の累進率を低めましたから、弾性値そのものは税制全体としては落ち込んでいるんですね。落ちる方向になっています。したがって、この景気回復過程で、元と同じ弾性値を持っていけば、急速に税収が上がりましたから、そのまま、例えば1991年かな。最高の税収が上がったときの水準に法人税も所得税も全然達していないという、半分よりちょっと上ぐらいでしか回復していませんから、弾性値はかなり落ち込んできた。

ただ、地方税ということで弾性値は出していますか。全体は今の話は大体、そんなような見当ですよ。国税、地方税全体から言えば、弾性値は落ち込んでいて、景気回復過程でそれほど、上がっていますが、もちろん上がっているのですが、全体の税収の伸びは弾性値を少し落としたことに起因して落ちて

いて、1990年代の初期だったと思いますが、最高値よりも落ちていると。それで今回の答申などで、税制の所得再分配効果を少し強めた方がいいということを行っているのは、とりもなおさず、弾性値の高い所得税や、ここは主として所得税ですが、弾性値の高いところを少し弾性値を強くしておけば、増税をしなくても全体として、景気が回復すればですが、このまま景気がよくなっていけば税収が増える可能性も高まると。

何か補足していただく点ありますか。

【主税局長】 公共投資とそれから税収の関係ではないのですが、GDPとそれから東京都税の関係をグラフにしますと、私の記憶ではバブル以前は相当に相関関係があった。弾性値1.1とか、1.1強くらいで相関関係があったのですが、バブルが崩壊した後、非常に相関関係が薄れてアトランダムになってきて、非常にもう関係が説明し切れなくなっているという表を私は記憶しています。

【神野会長】 都の税収から言うと、弾性値は落ちているかどうかわかりますか。

【税制部長】 最近、あまりそういう分析をしていないといえますか。

【神野会長】 じゃあそれは.....。

それから2番目の義務的な経費が拡大していて困っているというのは、これはかなり深刻なはずですが、というのは、政府の方で有名な障害者自立支援法などでもそうですけれども、義務的で、かなり地方が負担しなければならない分が拡大しているんですね。実際に、例えば東京都の税収が増えるといっても、事実上、義務的な経費が拡大し、この間、クレームを書いています、政府の方の政策で地方に負担をしわ寄せさせられているという部分が強いので、例えば三位一体の改革などでも、ここで扶助率の引下げと言っているのはそこに近いところですよ。という理解でいいですよ。ちょっと具体的に説明いただければと思いますが。

【財務局財政担当副参事】 財務局でございますけれども、今回おつけしたこの冊子の1ページの下の方に、地方全体の歳出ではございますが、義務的経費.....。

【神野会長】 ちょっと待って。答申じゃないところですよ。どこですか。

【財務局財政担当副参事】 答申ではないです、すみません。冊子「都市と地方の共倒れを招く『法人二税の格差是正策』に反論する」でございます。その1ページの下の方でございますが、地方歳出全体ではございますが、地方歳出に占める義務的経費の割合という表がございます。平成4年、バブルはじけてすぐのときと、平成17年度を比べますと、歳出総額が約90兆で同じくらいでございますけれども、義務的経費が当時40%程度だったものが半分以上というような形で、この義務的経費というのは人件費、公債費、あと扶助費という形でございますが、大きく増えていることは数字として裏付けられているかなと。さらにお話にあったように、18、19という形では、また介護保険の見直しですとか、障害者自立支援法みたいなものが増えていきますので、ますます一層ちょっと義務的経費の量が増えているかなというふうに推測されます。

【神野会長】 と思いますね。それと、今後かなり厳しいのは、恐らく、介護保険やその他の見直しがあったときには、こういう言い方は不謹慎ですが、例えば利用者の医療保険だったら、今、本人負担は3割ですが、介護保険は1割ですね。ここは多分3割に伸ばすか、65歳以上の人の負担を増やすかどちらかになりますよね。そうすると、このところを増やしてくると、都としても生活保護を受けている人とか何かについては手当をせざるを得なくなってくるというようなケースがどんどん増えてくるという可能性が強いという理解でいいですよ。

【財務局財政担当副参事】 可能性はあると思いますね。

【神野会長】 どうぞ。

【東村委員】 15ページ一番下のところ、先ほど説明もあったのですが、非常にこれを読ませていただいて、全体的に先ほどもお話があったのですが、よくまとまっているとは思いました。環境税もやみくもに環境税ありきではなくて、よく検討されて、今の状況ではこの考え方でとりあえず私はいんじゃないかと思っています。

この15ページの、唯一引っかかったのはここだけなのですが、先ほど話がありました、仮にそのための税収が総体として足りないのであればという前置きがあるのですが、いわゆる税収全体のパイを拡大することについて、国は責任を持って国民の理解を得るよう努めていくべきであるというこの文言なのですが、これは単刀直入にお聞きするのですが、増税ということをおっしゃっているのでしょうか。今後のことは。

【神野会長】 増税を場合によっては含むと。つまり、増税じゃなくてもいいのだけれども、いずれにしても税収全体を膨らますということをしるを得ないと。これについてはいつも議論のあるところで、経済成長をさせれば税率を上げなくてもいいというような議論もありますし、野島委員がご指摘になった弾性値の問題もあるので、そこは拡大をしていくべきであると。ただ、責任を持って国民の理解を得られるように努めていくべきであるということについては、パイをまず増税であれば国民に増税をして、こういうことをしますかどうかということ、理解をしてもらおうということですね。つまり、そのままやめればサービスは拡大しないのですが、どうしますかということ国民に問うということをしている。

【東村委員】 経済成長して税収が増えるというのは、これは当たり前の話だと思うのですが、あえてここで言うというのは、どうしても増税ということが先行して読み取れるわけなのですが、今国民の人たちの目線というのは、まず増税を否定しているわけではないのですが、国の無駄をもっと改革できるところがあるのではないかと。例えば会計検査院が毎年毎年指摘していますけれども、指摘されたことは直していますけれども、それが発生する淵源となったさまざまなシステムを変えようとはしていないのです。東京都なんかは、包括外部監査で指摘されたことは本当に一生懸命みんな、何とかそれに応えようと努力をされているのですが、国はやはりそこまではやっていないんですね。それをここには書かれていないのですが、まずやはり国民の立場からすると、そういうところを改革した上で、次の増税という議論も出てくるのではないかと。そういう意味でここにいきなりこういう文言が出てくると、何か国の増税をするということ何か都税調が後押しするような、何となくニュアンスにとらえられかねないかなと。そういう意味で我が党としては、この辺のところは党内もちょっとかなり行き過ぎた表現ではないかという発言がありましたものですから、指摘とご意見を伺いたいなと思っております。

【神野会長】 いずれにしても、国が責任を持って財源を手当すべきだということですね。今のお話のように、国の方で無駄があるのであれば、国の方は無駄な財源を繰りかえればいいと。地方の方は住民の前に、これまでもご指摘のように、東京都などについては行革をきちっとやってきたので、国の方にむしろ無駄があって、それを地方間のお金のやり取りで国の本来責任を果たすべきものを果たさずに、地方間のお金のやり取りだけでしのごうというのはいかなるものかという論旨ですので、特に責任を持ってもらえればという。

【東村委員】 そういう意味で、税収全体のパイを拡大するとなると、そちらの方の増税ということが先行してしまうものですから、財源を確保するために、今おっしゃったように努力をして、それをやはりしっかりと説明責任を果たしていくべきだということを、そういう形にしてもらった方がありがたいなと。

【神野会長】 ちょっと、では表現ぶりを考えてみます。

【曾根委員】 特別委員の曾根です。

全体を概括した「はじめに」の部分について言いますと、一つは国の三位一体改革の検証としては、地方の自立や自主性の拡大につながらなかったという評価については私どもも同感であると。それから、国と地方の役割分担については、ここはその方向性については明記していませんけれども、この点については私ども教育の国負担はもちろんです、介護や国保、福祉などについての国の適切な負担は、国全体の義務教育や社会保障の水準を守る点では、最小限の国の責任であるという考えを持っており、この間の税源移譲と引きかえにしたこの国負担の削減については、これは自治体ごとの水準の格差につながる危険があるということから反対をしてきたという点で、国のこうした分野への責任は引き続き重いという立場を持っております。この点を明記するかどうかは別ですけれども。

それから、今後の課題として二つ出されている点ですね。所得税の再配分機能の回復、これは貧困と格差が問題になっているときだけに、方向としては大いに賛成したいと。それから法人二税を地方の財源として確保すべきということも当然だと考えております。

その上に立って、本文の中で私どもが独自に意見を持っている、またはちょっとやはり表現上の疑問がある点については幾つか述べておきたいと思うのですが、一つは三位一体の批判点として、私ども、以前から先ほど言いましたように、ナショナル・ミニマムという水準を確保すべき、国の責任を後退させるべきではないということは言ってきました。同時に、今回、地方交付税についても5兆1,000億ですが、削減があったと。この影響が全国的にも、特に小さい自治体、3,000人とか4,000人の人口ぐらいの小さい自治体のところに、結局は一般財源の不足という形で深刻な影響が出ていると。部落の崩壊とかというような現象も、このことが大きな要因の一つになっているというふうな問題が出ていまして、国会でも取り上げてきたところです。都内でちょっと聞いてみたのですが、総務局に聞くと、七つの市町村で地方交付税も下がり、一般財源も下がっているということは、差し引きして、結局、穴埋めになっていないという自治体が7市町村に及んでいるということを聞きましたので、この点ではやはり交付税の削減というのはもとに戻すべきであるという意見としては述べておきたいと思っております。

それから、今後の地方財源として、やはりこれは前から言っていますが、消費税の地方配分を増やすということについては、やはり逆累進の消費税を住民に身近な仕事を支えるべき地方財源に求めることには賛成できないという立場であることは申し上げたいと。また、どこか別の部分ですが、将来、消費税の税率上げは避けられないといった表現もありましたが、ここも同意できないなというふうに思っております。

それから、これに関連して、今政府税調の答申の中でも、消費税の増税の方向はかなりはっきりと打ち出されつつあると。それから、財務局の方で出されている反論文書にも、消費税の増税と抱き合わせの地方財源確保が提言されているということだとか、石原知事自身も知事会などで増税をはっきり述べているところですので、やはりこの消費税の地方配分を増やすということは、単にそれにとどまらず、今後の増税の引き金になりかねないという点も、やはり私たちは無視できないと思っております。世論調査で言えば、社会保障のためだと言われても、消費税増税には賛成できないという声が国民の5割以上を占めておりますので、この国民の世論をやはりきちっと尊重すべきだと思っております。

したがって、地方財源のさらなる確保という点で言うと、先ほど述べましたが、国の責任による教育、福祉などの分野の負担の復元、それから地方交付税の増額、また、なおかつ必要な税源移譲は所得税源などによるべきだというふうな考えでおります。

それから、国の基幹税制のことについては、先ほど申し上げましたように、所得税の再配分機能を強調することは必要だと思っておりますが、ここで中身としてサラリーマンの控除だとか、こういう点に言及があるわけですけれども、一部、庶民増税につながりかねない危険があるということで、むしろ基本的

な課税率の累進性を強化するのが、やはり所得税の再配分機能の強化という点では本筋ではないかということ強調したいわけです。

それから、そのことと裏腹の関係で、地方税の個人住民税をフラット化したことについての評価があるわけですが、都民の目から見るとやはり矛盾があるのではないかと。同じ個人課税で所得税は再配分機能の強化と。しかし地方税はフラット化という方向が進んでいきますと、今後、拡大していくであろう介護や福祉の仕事や、財源の中心が国ではなくて地方自治体に移っていくという方向が進めば進むほど、結局、身近な社会保障の財源は再配分が弱まってしまうということになっていきますので、この点については私たち、異論があるということをお願いしておきたいと思えます。

それと、法人二税の見直しについての国の動きが今、強まっていますけれども、それに対して、この間の財務局の文書でも、大都市需要を強調しているわけですが、先ほど水かけ論という話もありましたけれども、例えば昼間人口300万人と。これに対する行政サービスのコストなどを強調するということになると、一方でこうした昼間人口の流入があるからこそ、東京に大企業の本社が集中しており、法人税収も東京に集まっているのではないかということは出てくるわけで、やはり一極集中を是正していくという都としての姿勢を前提としないと、大都市需要を強調し過ぎると、結局は一方での法人税収の格差ということに逆に容認してしまうことになるということで、この点はやはり大都市需要について、正当な何といえますか、きちっと押さえることは私たちは重要だと思っていますが、やはり地方間の財源の一定の調整の役割というのは、何らかの形で果たしていかなければならないというのは、私たちの考えです。

それから最後に、国の税金で法人実効税率の問題も出ておりますので、これは前回の中間報告でもありましたが、決して日本の法人負担は高くないという、26ページにある表現は、大いに私たちも強調してきているところです。国の方向が、むしろ法人税率を一層下げるとい声が高いうふうな動きがありますので、この点はなお強調し過ぎて、過ぎることはないなというふうに考えております。

以上です。

【神野会長】 今おっしゃったような財政調整の関係については、私どもも同じように考えているというふうに言っていると思います。それからご主張を少し生かせるのであれば修文いたしますけれども、もしも生かせない場合には、何らかの形でこういう意見もあったということを明記するような方法を考えていきたいというふうに思っております。

それから、再分配については、再分配のパラドックスというのがもう実証されていて、医療とか、介護とか、それから育児とか、そういう地方自治体が行っているようなユニバーサルなサービス、簡単に言ってしまうと水平的再分配みたいなものですね。豊かな人であろうと、貧しい人であろうと受けられるような、つまり豊かな人であろうと貧しい人であろうと、病気になればサービスを受けられる。豊かな人であろうと貧しい人であろうと、保育のサービスを受けられるという水平的な再分配を行った方が、所得間格差も少なくなるし、貧困率も小さくなると。逆に垂直的な財政調整、貧しい人々だけに限定したサービスを行うと、ますます貧困は拡大し、格差は拡大していくというのが再分配のパラドックスなんですね。つまり、すべての人々がお互いに負担し合いながら社会化していった方が、最低限の所得に落ち込んだ人々は少なくなって、そういう普遍的なサービスがないと、すべて生活保護みたいな限定したところの手当を受けなければいけなくなりますので、ここが厚くなるわけですが、そうするとかえって反発を呼んで、小さくなってしまいうのが再分配のパラドックスですので、私どもの考え方としては、お互いに地域社会の人々が負担し合った税として地方税を位置づけた方が、格差やそれから貧困もかえって少なくなるのではないかとというのが背景にあるということで、消費税が提案されているということだと思えます。

ということですので、ちょっとお考えも踏まえながら、もしも取り入れられない場合にはその他の意見があったということは明記したいと思います。

【金子(清)委員】 一つ質問なのですが、この年末の予算編成で東京都を初め、大都市の都道府県の最大の関心事は法人二税が税収格差の是正という問題でどう決着するかということではないかと思うのですが、今、確認して私、知らない点もあるのでお聞きするのですが、今いろいろマスコミで言われているのは、政府自民党のいろいろな議論が伝えられておるのですが、もしこの格差是正のための法人二税の改革ということが、いろいろ言われているようなことで議会に提出されますと、今度は参議院での対応というのが非常に関心があるわけで、参議院の第一党の民主党は、この問題についてどういう意見を持っているのか、ご存じであれば教えていただければと思うのですが、

【神野会長】 局長に少し状況をお話していただいた方がいいのかな。無理ですか。民主党に限らず、全体の状況ということで。つまり、全体の今の状況説明、民主党でというわけにはいきませんよね。全体の状況を、政府税調の方はあまり触れていないわけですね、ここについては具体的に何も。

【主税局長】 もうご案内のとおり、財務省は共同税的に法人二税を国が徴収して、何らかの基準で都道府県に配分しようという案が出ております。総務省は交付税原資になっております消費税の1%と同額、2.6兆円相当ですが、法人事業税と交換して、それを法人事業税の方を交付税原資にして、地方の地方消費税、今1%のものを2%にしようという案でございます。

それから、私もはまた完全に東京都、それから愛知県もそうですけれども、税制をいじるのではなくて、もっとほかの道があるだろうということで申し上げておまして、いずれにしろ、今日出た野田さんが主宰しております地域活性化特命委員会、そこでは一応両論併記みたいな形の報告が出ておまして、最終的には政府税調も今、会長がおっしゃったように触れておりませんので、最終的には今後の、自民党の党税調の中で議論されて、そこで決まっていくというふうな今、シチュエーションでございます。

それで、最後は政治の世界になってしまうのですが、我々は東京都の立場をできるだけご理解いただきたいということで、各方面にご説明に上がっている段階ということです。

それからご質問の民主党については、まだ私もちょっと承知していないのですが、いずれにしろ多分、基本的にはやはりこの格差については是正が必要だというスタンスでいくのではないかと理解はしております。いかがでしょうか、先生。

【山下委員】 今のお話に答弁するのではなくて、ちょっと私個人の話も言っていますか。

一応、都議会民主党の政調会長をやっているのですが、お答えしなければいけないかなんて思っているのですが、実は私もこの税の問題に関しては、党の本部の方の考え方とは違う部分がございます、それは党の本部の方に政調会として申し入れをしているところがございます、党本部の方では47都道府県の全部の個々の意見をなかなかまだ拾い切れていない部分がございますので、その辺はまだ若干詰まっていないところのみ、この段階ではお話しできるかなというふうに思っております。

すみません、全く答弁になっていなくて恐縮なのですが、

私個人の質問というか、拝見をさせていただいて意見を持ったのですが、大都市東京の財政需要と、これはまさに法人二税の分配見直しに対して反論するために、東京はこんなに大都市だからゆえに、これだけいろいろなことがかかっているのだ、需要があるんだよというふうなことをおっしゃっているというふうに私、認識をしているのですが、逆に応援の意味で、否定の意味ではなくて、皆様方のご努力を応援させていただく意味で、何点かだけ申し上げたいというふうに思います。

まず1点は、低所得者層への福祉、就労対策、そういったものをサポートするのにもいろいろな需要があると。いわゆる大都市に顕著な需要というか、先鋭化した事例があらわれるというふうに触れられて

おりますけれども。

私自身も実は、この間名古屋の駅のそばで、夜中なのですけれども、体験談なので短くお話ししますけれども、デニーズがございまして、24時間営業で2時にそこしかあいていなかったんですね。そこにいた人たちというのは、私もたまたま仕事帰りでそこへ急に行ったものですから、始発まで待とうということで、時間をつぶして3時間半ぐらいつぶしたのですが、もうそこにいる人たちというのは、まさにそこを、やはり私と同じで宿として、コーヒー1杯で3時間、4時間持たせようという人たち。身なりも正直に申し上げて、あまりきれいな服装でもございせんし、大きなバックパックを持って、まさに恐らく、日雇いの労働をされている方々だろうというふうな認識を強く持ちました。お話しされている内容も、やはりつらい状況がにじみ出ている状況でしたし、私は個人的にアメリカで勉強していた時代があったのですけども、その時代に感じた、大げさな言い方をあえてさせていただきますが、スラムとまでは言いませんけども、その雰囲気、例えばウェイトレスさんから普通にデニーズで受けられるサービスのレベルも受けられない。例えばコーヒーを持って来てと言っても、アイスコーヒーを頼んだのですが、ミルクもないし、砂糖もないし、出てこないし、呼んでも物すごい、忙しいわけではないのです。人はいっぱいいますけれど、寝ているだけです。サービスが物すごい、あと態度も含めて、やはりよろしくない雰囲気がただよっていました。

私があるときに実感したのが、東京はもうさらに名古屋なんかよりも、5倍ぐらいですか、人口も多いですし、大都市ですので、せつかくこうやって東京でいろいろな治安も含めた問題があるよとおっしゃっていただいているわけですから、ここだけでできるとは思いませんが、東京都の側と協力をして、じゃあ、一つ間違えば新宿にいらっしゃるホームレスの皆様のようなところまで、何という言い方が正しいかわかりませんが、陥りかねない状態の人がいっぱいいらっしゃるだろうなと推測をしました。その所得水準の方々という人たちの実態を、もっと丁寧に調べることで、こういった反論にもさらなる弾みがつくんじゃないかなという気持ちを持ちました。

例えば、その他、3番では外国人旅行者を受け入れられていると、そういった需要もあるんだというふうなお話がありますけれども、これもなかなかトータルの数で言うと、劇的に伸びているわけではございませんし、アジア中心で留学生、増加傾向にあるけれども、受け入れ体制をフォローしていくのだといったご指摘もございまして、受け入れ体制も来年度に関して言っている、考えているメンバーの数というのは数十人でございます。このことだけを根拠にしても、細かく調べていったときに、なかなか力強い反論にしづらいのではないかなというふうな思いがございまして、そういった意味においては、悪い意味で申し上げているわけではなくて、もう少し東京都さんとの連携をしていただいて、何か力強い反論にさらなる踏み込みをしていただけたらありがたいなというふうに思います。

すみません、言葉足らずで、的確な表現ではなかったかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【神野会長】 どうもありがとうございます。よろしいですか。

【金子(清)委員】 今、東京都の財政需要の問題の話がございましたが、小委員会でも私、もうちょっと迫力のあるあれができないかということで、いろいろと事務当局の方ともお話ししたのですけれども、できれば数字的にどれだけ東京都が大きな財政需要があるかということを示せば、皆さん方にご理解いただけるのだと思うのですけれども、なかなか数字的に出すのは難しいという事務当局のお話でしたので、こういう表現になっているのですけれども。

【金子(秀)委員】 それじゃあ、山下先生のお話、今、同じ小委員会に所属している私、金子ですけれども、同じような意見が出ていまして、これは確かに法人二税をどうするのだという議論に対峙しなけ

ればいけない具体的な話ですね。むしろ、私どもは地方税を国税化するために今の論議が進んでいるということから言うと、本気になってこれを阻止しなければいけないと思うのですが、計量的、計数的なデータというのはわからないんですよ。私どもにはわからないです。だから、特別委員の先生方のお力で何か少しでもデータが集まれば、なお、いろいろな形で表現はいろいろできるかと思うのですが、お願いできればなというふうに思います。

それからちょっとそのことと離れて、さっき所得税の話が出て、これで言うと、24ページから25ページぐらいのお話だと思うのですが、給与所得控除の問題、少し踏み込んで書いていることについてご懸念というか、そういうご意見もあったのですが、これ一つだけお話しさせていただきたいと思うのですが、給与所得控除には上限がないんですよ、今は。かつてはあったんですね。だから給与所得者といえども高額所得者が出るだろうと、こういうことを想定して先輩たちは上限を決めたんです。それ以上はもう給与所得控除はできないよという。ところが今それを取っ払っていますから、ですから、いかに給与所得が多くても、給与所得控除というのは昔の言葉で言うと、勤労所得の控除なんですね。勤労所得の控除と言えるか言えないかわからない高額な所得についても、青天井の給与所得控除があるということ、やはりこちらからも発信していく必要があるのではないだろうかということでもあります。

具体的に申せば、2年前の長者番付は給与所得者でしたね、大部分が給与所得ですよ、あの人は。それを給与所得控除が4億円ぐらいあるんですね。1年ですよ。一生かかってという話ではない。1年で4億円の給与所得控除が、果たして課税の公平と言えるかというふうに思うと、やはりそこも踏み込む必要があるのではないだろうか。こういうことで、この辺のところは書かせていただいたということでございまして、ひとつそういう点でご理解いただければなと、こう思います。

【神野会長】 ありがとうございます。それでは副会長、ちょっとご発言いただければと思いますので。

【内田副会長】 金子(秀)先生が今ちょっと触られたのですが、やはり地方税である法人二税を交付税に変えるというのは大変な問題だと。僕はやはり税制をやっている以上は、この問題が一番の問題だというふうに思っています。特別委員の皆さんも、地方が疲弊している、その都道府県という立場で税収の多いところが何とか協力できないかというふうに考えるのは、政治の当然な宿命だと、こういうふうに言われている。ですから、市町村まで交えると、これは大変なことになりますから、できれば都道府県の段階でこの問題を解決したい。

私は自民党の都連の幹事長をやっておりまして、この税制を決めているのは国会議員なのだから、国会議員が国税と地方税を決めて、地方税を法人二税としている以上、これを分配する権利、都民はみんな国税も地方税もそれぞれ払って、それぞれの地方税の場合は地域で使ってほしい、国税の場合はいわゆる都民の分配、そういう助成交付金にしてくれと、こういう形で決まっているわけで、第一義的には国のその地方が疲弊しているとしたら、やはり財政出動をする国の責任があると。それをお前さんたち、なぜやらないんだと、こういうことを今言っています。ですから、法人二税を入れてくるなんていうのはとんでもない話だと、こういうことで言っております。第一義的にですね。

それから、こういう地方が疲弊した原因というのが、この小泉内閣のときに三位一体改革をやったときに、全国の知事会がやはりどうも判断を誤ったと。要は、3兆円の税源移譲はある。ところがそれが国庫補助金、負担金の改革という中でチャラにされた。その上に交付税を5.1兆円も減らされた。こういうことが主な原因になっているわけですから、その復元をまずすることが一番の仕事じゃないんですかと言ったのです。東京都としてもまだ、これは政治の世界で決めていくわけですが、これは都議会の議決がなければできないわけですから、そういう意味では知事とよく話をしながら、協力はするのだけ

ど、第一義的には国のそういう交付税の交付金の復元というのが第一義的であって初めてできる話と、こう言っているのです。だけど、実態は国にそうしたくても金がないというのが、ちょっとそういう実情を見たり、あとどうしようかというところで今相談をしております。このことをふるさと納税制度という、ああいうことを言って、それも結局、税制の見地から考えていけばおかしな話だということで立ち消えになったりした、野田委員会、地域活性化特命委員会とかという委員会があるのですが、そこでもさっきちょっと言われたように、両論併記だと。その中では財務省の意見と総務省の意見、それから自民党の都連でつくったPTがあるのですけれど、そこで言った意見、税以外で対応しなさいと。基本的には僕もさっき言ったことを言って、その両論併記というのも3論併記みたいな形で、ごちゃごちゃの結果を出したというお粗末な委員会の結末があったのですが、やはりこれから最終的な仕切り直し、これから原点に立ってやり合っていくと、こういう形になっている、これが現状でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

そうしますと、一応この中間報告の案につきましては、大筋でご同意いただけたかなというふうに思いますので、なお修文をさせていただく箇所がありましたら、ちょっと私の方にご一任をさせていただいて、事務局と相談しながら修文した案を次回の委員会までに委員の皆様のお手元に、間に合いますよね。

【税制調査担当参事】 はい。

【神野会長】 それで準備をさせていただいてお送りいたします。

なお、また別途、併記すべき事柄があれば頂戴いたしましたご意見を、そこに反映させていただくということにさせていただければというふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきますと、次回の委員会の日程等について、事務局の方からご説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは次回の日程でございますが、事前に委員の皆様にご案内いたしましたとおり、次回第3回の総会は11月29日木曜日、午前11時より本日と同じくこの都庁第一本庁舎33階、特別会議室S6にて開催させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【神野会長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わらせていただければと思います。

重ねてでございますけれども、お忙しい中をご参集いただきましたことに御礼を申し上げます。

それでは閉会させていただきます。本当にありがとうございました。